○環境省告示第八十三号

平成九年十二月環境庁告示第八十七号（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第九項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項）の一部を次のように改正したので、同法第三条の八及び第十三条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十七日

環境大臣　石原　伸晃

次の題名を付する。

環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項

第一の二の⑷の次に次を加える。

⑸　別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定事項については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

第四の二の⑷の次に次を加える。

⑸　別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定項目については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

別表中

「環境への負荷		
	廃棄物等	
	温室効果ガス等	